

2018年度 JVA登録料改訂・加盟団体登録料の取扱い 新旧対照表

資料2

MRS新システム導入・運用変更の基本ルール

■旧来は配賦方式により計算の複雑化や、各団体での予算化の難しさが生じていたため、配賦方式を廃止して「積算方式」による登録料の計算を行うこととした。

そのため、複数団体やカテゴリー（都道府県/全国連盟/下記表「B項目」のカテゴリーすべて）に登録する際には、新たな登録先団体への登録料が加算される。

ただし各カテゴリー内での複数登録や、同一カテゴリー内での同団体への複数登録に際しては、登録料は二重には請求しないこととする。

例1) 東京都クラブ連盟Aチーム所属として登録 → 同じ東京都クラブ連盟のBチーム所属として2チーム目の登録・・・都道府県（東京都）、全国連盟（クラブ連）、カテゴリー（選手/チームスタッフ）全て同一のため追加費用なし

例2) 東京都クラブ連盟Aチーム所属として登録 → 神奈川県クラブ連盟のCチーム所属として2チーム目の登録・・・都道府県（東京都→神奈川県）のみ異なるため、神奈川県が設定する登録料のみ追加支払い

例3) 東京都クラブ連盟Aチーム所属として登録 → 千葉県実業団連盟のDチーム所属として2チーム目の登録・・・都道府県（東京都→千葉県）と全国連盟（クラブ連→実連）が異なるため、千葉県と実連が設定する登録料を追加支払い

	旧システム	新システム	変更理由	備考・参考
登録料全体の考え方：配賦方式の廃止	配賦方式（複数所属登録者への割引、分配金の比例配分）	積算方式（JVA・各加盟団体等が各カテゴリー毎に設定する登録料が積算され、各登録者に一括して請求される。	監査法人に難解と指摘を受ける配賦方式を、わかりやすい方式に改める。	
(団体側) JVA及び加盟団体の受取金額	①選手（JVA：都道府県協会：全国連盟＝60:20:20） ③都道府県等役員（JVA：各団体＝30:70）	JVAの登録料は据え置く。各都道府県協会、全国連盟は従来の取り分を標準として、任意の金額を設定でき、設定した単価×人数の登録料を受け取る。	多くの加盟団体は配賦金以外に独自の登録料を徴収。各団体の予算状況、登録者数に適した単価を設定できる。	登録者はMRSで都道府県協会、都道府県連盟への支払いも済ませることができる（利便性向上）。すべてをMRSで取扱うことでバレーボール界として登録料窓口を一本化する。

A項目	B項目 カテゴリー	C項目 対象詳細	旧システム登録料	新システム登録料			複数所属時の登録料	変更理由	備考・参考						
				登録者支払総額	JVA分	都道府県分※				全国連盟分※					
各カテゴリーの登録料	①選手/チームスタッフ	選手	選手/スタッフ：180-1200円（JVA分のみの場合）	右記の合計（可変）	180-1200円	（初期値：60-400円）	（初期値：60-400円）	受益者負担の原則	複数チームに所属する選手・スタッフは全体の3%						
		スタッフ	スタッフの年齢によらずチーム種別により登録料が決定される。例、小学校チームの場合、スタッフは大人でも小学生料金(180円)で登録可能	スタッフには、年齢に応じて選手登録料と同等の登録料を課す			最高額のみ（何チームに所属しても、各チームの所属団体（都道府県協会・全国連盟）に所定の金額を1回だけ支払う）※上記 例) 2.3注意			不公平感の解消					
		市町村チーム、大学同好会チーム等への対応	なし						各加盟団体・都道府県連盟は自由に登録料を設定でき、登録・大会管理を本システムで行えるようになる。業務効率化のため。		現状でソフトバレーではMRS登録外の選手が3-4万人いると言われる。それら登録者への連絡や管理ツールとしてMRSを使用したいとの要望がある。				
	②JVA役員	理事・評議員	3000円	1000円	1000円				JVA役員の多くは他カテゴリーと兼務しているため。						
		委員（各事業本部所属）	3000円												
	③資格保有者	国際審判員 国際候補審判員	3000円	2000円	2000円				当該審判員および指導者資格保有者の多くは他カテゴリーと兼務しているため。						
		名譽審判員、公認審判員（A・AC）、公認判定員（指導員・上級）、コーチ（指導者及委員会）、上級コーチ（指導者及委員会）、ソフトバレー（マスターリーダー）	2000円												
		B・C級公認審判員	2000円（JVA分はこの30%の600円、都道府県協会分は残り70%の1400円）							右記の合計（可変）	600円 300円	任意（初期値：1,400円） 700円	登録カテゴリー上、資格を1つの表にまとめた。	受益者負担の原則	B・C級公認審判員（600円）：従来は配賦方式（全カテゴリーでの最高額）であったため、選手等での支払い後であれば、支払ゼロで登録できる場合があった。
		日本体育協会資格保持者（指導員、上級指導員）、ソフトバレー（リーダー）	2000円（JVA分はこの30%の600円、都道府県協会分は残り70%の1400円）												
	④都道府県等役員	役員等	2000円（JVA分はこの30%の600円）	右記の合計（可変）	0円	任意（初期値：1,400円）		JVAとしては登録範囲外と考えて無料化した。各加盟団体・都道府県連盟が自由に金額を設定できるようにした。							

登録者支払額			右の合計	上記のうちの最高額	各団体の最高額を出した上、全団体分を加算	各団体の最高額を出した上、全団体分を加算			都道府県連盟も個人登録料・チーム登録料を本システムで設定・徴収できるが、取納代行会社からの振込先は県協会となる。（県連には直接振り込みされない。）
--------	--	--	------	-----------	----------------------	----------------------	--	--	---